

令和5年度(2023年度)第4回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和5年（2023年）11月22日（水）10時00分

会場：熊本市役所 8階会議室

1 開会

2 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

(1) 熊本市の対象事業の種類・規模要件について

(2) 熊本市の地域区分（ゾーニング）について

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 熊本市の対象事業の種類・規模要件について

資料2 熊本市の対象事業の種類・規模要件一覧

資料3 熊本市の地域区分（ゾーニング）について

資料4 熊本市のゾーニング図

熊本市の対象事業の種類・規模要件 について

令和5年11月22日(水)

熊本市環境政策課

本日の審議事項

(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項

① 環境影響評価の手續方法

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)



本日の審議事項(議題 2)

③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件



本日の審議事項(議題 1)

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討



専門家会議で審議

令和5年度

条例で規定
(条例の基本的事項)

令和6年度

技術指針
で規定

- 1 本市の対象事業の種類
- 2 本市の対象事業の規模要件

(前提) 県条例と市条例の関係

○ 熊本県環境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。



本市独自の条例を制定すれば、市域内で実施される事業が市条例の対象となるわけではない。

市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より緩くしてしまうと、市条例の対象ではなくとも、県条例の対象となってしまう。

本市の環境保全に主体的に取り組むためには、県条例を基本に本市の条例を検討していく必要がある。

1. 本市の対象事業の種類

(1) 国・熊本県等の対象事業の種類

一般的にアセスが行われている事業のうち、県条例では、国の対象事業のほか、廃棄物処分場、各造成事業など広く設定している。

<国・熊本県等の環境影響評価制度対象事業の種類一覧> 出典:環境影響評価情報支援ネットワークHPの資料を引用・改編

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業(法)	新住宅市街地開発事業(法)	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業(法)	流通業務団地造成事業(法)	宅地の造成の事業(※1)	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物(※2)	土石採取	鉱物採掘(※2)	発生土砂処分場等(※2)	下水終末処理場	浄水配水施設用地(※2)	大規模建築物(高層建築物)	工場事業場	ガス供給・熱供給(※3)	試験研究団地(※2)	学校用地(※2)	墓地・墓園(※2)	公園(※2)	複合事業	
国	●	●	●	●	●	－	●	－	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
熊本県	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	－	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	－
68自治体	68	60	65	59	64	16	68	64	58	64	35	63	29	61	28	53	26	19	57	20	56	20	13	54	9	30	67	33	11	10	18	27	42	

●:対象事業 ▲:対象事業(他の対象事業に含まれるもの)

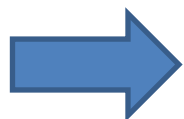
※1 住宅団地造成事業の一部に含まれる ※2 その他の造成事業に含まれ得る ※3 工場・事業場の一部に含まれる

※4 その他の造成事業の「造成」とは、「土の移動」を伴う工事を対象としており、整地等を含め面事業を広く対象としている

1. 本市の対象事業の種類

(2) 熊本県が設定している対象事業

対象事業を立地特性で分類し検討したところ、本市には、都市部、平野部、沿岸部、山間部が存在するため、熊本県の対象事業は本市域でもすべて実施される可能性がある。



県条例の対象事業はすべて本市の対象事業として設定

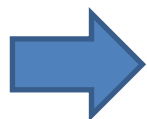
<本市の立地特性別の県条例対象事業>

事業の種類	都市部	平野部	沿岸部	山間部	事業の種類	都市部	平野部	沿岸部	山間部
道路	●	●	●	●	公有水面の埋立・干拓			●	
ダム				●	土地区画整理事業	●	●	●	●
堰、放水路		●	●		新住宅市街地開発事業	●	●	●	
鉄道	●	●	●	●	工業団地の造成事業	●	●	●	●
軌道	●				新都市基盤整備事業	●	●		
飛行場		●			流通業務団地の造成事業	●	●	●	●
水力発電所				●	住宅団地の造成事業	●	●	●	●
火力発電所		●	●		農用地の造成事業		●	●	●
地熱発電所				●	スポーツ又はレクリエーション	●	●	●	●
風力発電所			●	●	ゴルフ場		●	●	●
太陽光発電所	●	●	●	●	下水道終末処理場	●	●	●	
廃棄物最終処分場		●	●	●	工場・事業場	●	●	●	●
廃棄物焼却施設	●	●	●	●	豚房施設		●	●	●
し尿処理施設	●	●	●		岩石、土、砂利の採取		●	●	●
					その他の造成事業	●	●	●	●

1. 本市の対象事業の種類

(3) 熊本県が設定していない対象事業

	対象事業の種類	対象事業の内容
1	電気工作物 変電所(単独): 仙台市、横浜市、 相模原市(3市) 送電線路(単独): 仙台市、相模原市、 岡山市(3市)	・電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する事業用工作物(発電所、変電所、送電線路など)の設置など ⇒ <u>対象事業として設定しない。</u> 発電所(太陽光・風力等)は、県条例の対象事業であり、これと一体的に設置される変電所、送電線路はアセスの対象となる。単独で設置される変電所や送電線路などの設置等に伴う土地改変の面積は一般的に小さく、環境への影響は小さい。
2	大規模建築物 (高層建築物) 15政令市 12都道府県	・建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物のうち、大規模建築物又は高層の建築物の建設の事業など ⇒ <u>対象事業として設定する(後述)。</u>
3	複合事業 12政令市 29都道府県	・相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの ⇒ <u>対象事業として設定する(後述)。</u>

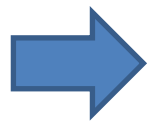


県条例の対象事業ではない「大規模建築物(高層建築物)」と「複合事業」について、本市の対象事業としての設定に向けた検討を行う

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

(1) 大規模建築物(高層建築物)の環境影響評価項目

- ① 工事中・・・建設機械の稼働・工事用車両の走行に伴う騒音、振動、水質、地下水位、地盤沈下など
- ② 供用時・・・景観、日照障害、電波障害、風害、交通混雑など



工事中、供用時ともに環境への影響が大きい

<大規模建築物(高層建築物)の環境影響評価項目(例)>

		地球環境	大気	水	地盤			騒音・振動・低周波音			廃棄物等			緑		景観	構造物の影響			コミュニティ施設	地域交通
		温室効果ガス	大気質	水質	地下水位	地盤沈下	変状	騒音	振動	低周波音	一般廃棄物	産業廃棄物	建設発生土	緑の質	緑の量	景観・圧迫感	日照障害	テレビ受信障害	風害	コミュニティ施設	交通安全・交通混雑
工事中	建設機械の稼働		○					○	○												
	工事用車両の走行		○					○	○												○
	工事の影響			○	○	○	○					○	○								
供用時	施設が存在												○	○	○	○	○	○			
	施設の供用	○	○					○	○	○	○									○	○

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（2）大規模建築物（高層建築物）の影響とその環境保全対策

大規模建築物（高層建築物）を環境影響評価の対象とすることで、事業者には各影響に対する環境保全対策を求めることができる。

① 工事中

区分	代表的な影響要因	影響のおそれ	環境保全対策
工事中	騒音・振動	- 不快感や日常生活の妨害の程度の増加 - 学校、病院等、環境配慮が必要な施設の静穏な環境の阻害	- 低騒音型・低振動型の建設機械の使用 - 低騒音・低振動工法の採用 - 遮音壁の設置

② 供用時

区分	代表的な影響要因	影響のおそれ	環境保全対策
供用時	景観	- 眺望地点からの眺望の変化 - 周辺への圧迫感	- 景観変化の程度の把握（景観形成の適合） - 形態率の変化による圧迫感の程度の予測
	日照阻害	日影発生による居住空間等への影響	- 日照阻害の程度の把握 - 日影図の作成と住民説明
	受信障害	電波の受信状況の悪化	共同受信施設、個別アンテナ等の設置
	風害	- 風の流れや強さの変化（ビル風の発生） - 通風阻害（排気の籠り）	- 建築物の形状の工夫 - 常緑高木の植栽
	大気汚染	- 施設稼働による大気環境の悪化 - 自動車から排出されるNOxの増加	- 高効率・低燃焼機器等の設置 - 交通輸送手段の合理化、効率化
	交通混雑	- 建築物等から発生する交通量の増加 - 周辺道路の交通量の増加	- 公共交通機関の利用促進等による車両低減 - 適切な台数の駐車場・駐車スペースの確保

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（3）政令指定都市の「大規模建築物（高層建築物）」の規模要件

多くの政令指定都市では、「延べ面積5万㎡以上」かつ「高さ100m以上」を対象に環境影響評価を求めている。

延べ面積[㎡]・高さ[m]

No.	自治体名	規模要件	No.	自治体名	規模要件
1	札幌市	10万㎡以上かつ100m以上	11	名古屋市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>
2	仙台市	5万㎡以上又は100m以上	12	京都市	<u>5万㎡以上かつ100m以上※3</u>
3	さいたま市	5万㎡以上又は <u>60m以上※1</u>	13	大阪市	10万㎡以上かつ150m以上
4	千葉市		14	堺市	10万㎡以上かつ150m以上
5	横浜市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>	15	神戸市	10万㎡以上かつ <u>60m以上※2</u>
6	川崎市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>	16	岡山市	
7	相模原市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>	17	広島市	10万㎡以上かつ100m以上
8	新潟市		18	北九州市	10万㎡以上又は100m以上
9	静岡市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>	19	福岡市	
10	浜松市	<u>5万㎡以上かつ100m以上</u>			

※1 さいたま市は、駅周辺地域（都市再開発地域）の規模要件は「10万㎡以上又は100m以上」に緩和

※2 神戸市は、航空法により航空障害燈の設置要件を参考に高さ要件を設定

※3 京都市は、企業誘致等を目的とした都市計画の大幅な見直し（高さ規制や容積率の大幅な規制緩和）に伴い、令和5年6月に「5万㎡以上かつ31m以上」から上表のとおり規模要件を緩和

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（4）本市の一定規模以上の建築物

- 本市では、景観法に基づく「景観計画」を定め、熊本城周辺地域などを重点的に景観形成を推進する地域（重点地域）として一定の高さ基準を設定している。
- また、都市計画法に基づく「都市計画」により、用途地域ごとに建ぺい率や容積率により間接的に高さや規模が制限される。
- 近年、市域内では、市街地開発等により大規模な建築物が建築されている。

<本市の一定規模以上の建築物>

番号	名称	高さ[m]	階	所在地	竣工 (予定含む)	延べ床面積
1	ザ・熊本タワー(複合施設)	126	35	熊本市西区	2013	約52,500㎡
2	MJR熊本ゲートタワー(マンション)	110	30	熊本市西区	2026	約27,000㎡
3	MJR熊本ザ・タワー(マンション)	110	30	熊本市西区	2023	25,196㎡
4	東横イン熊本駅前(ホテル)	88	27	熊本市西区	2007	約7,500㎡
5	D'グラフォート熊本タワー(マンション)	87	25	熊本市中央区	2006	18,341㎡
6	ANAクラウンプラザホテル 熊本ニュースカイ(ホテル)	81	25	熊本市中央区	1983	32,957㎡
7	優渾タワー東本町(マンション)	68	20	熊本市東区	2003	約2万未満
8	熊本市役所	62	15	熊本市中央区	1981	39,795㎡
9	(参考)桜町再開発ビル(複合施設)	60	15	熊本市中央区	2019	約160,325㎡
10	(参考)JR熊本駅ビル(複合施設)	59	12	熊本市西区	2021	約86,300㎡

※ ■ : 政令指定都市で最も多い規模要件以上の建物 ■ : 他の政令指定都市よりも比較的厳しい規模要件以上の建物

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（5）本市の大規模な建築物の規制状況（熊本市景観計画）

項目	環境影響評価の対象（調査内容）	
熊本城周辺地域 （約550ha）	① 熊本城特別地区	海拔50m（熊本城本丸の石垣の高さ）を超えないこと など
	② 京町台地地区	海拔63mを超えないこと など
	③ 一般地区	海拔55m※を超えないこと など
水前寺周辺地域 （約230ha）	① 眺望範囲	古今伝授の間の前の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長戦の内側におさまること など
	② 眺望範囲以外	園路からの眺望に配慮し周辺の街並みとの調和に努めること など
江津湖周辺地域 （約380ha）	① 市街化区域	周辺の既存高木の高さとの調和に努めること
	② 市街化調整区域	10m以下とすること
熊本駅周辺地域	・高さ制限なし（別途、都市計画法等での一般的な高さ制限等は適用） ・位置、形態は、「熊本駅周辺地域都市空間デザインデザインガイド」を参考とすること。	
電車通沿線地域 （延長12.1km）	熊本城、水前寺、江津湖周辺に含まれる範囲は、それぞれの地域の位置・高さの基準を適用する など	
白川沿岸地域 （延長7km）	熊本城周辺地域に含まれる地域は、その対岸地域も含めて、熊本城周辺地域の一般地区の高さの基準を適用する など	

◎ まちなか再生プロジェクト

<高さ基準に係る特例承認対象建築物の拡充>

熊本城特別地区を除き、一部の建築物は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、基準となる高さを超えて建築することが可能（ただし、地上60m程度まで）

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

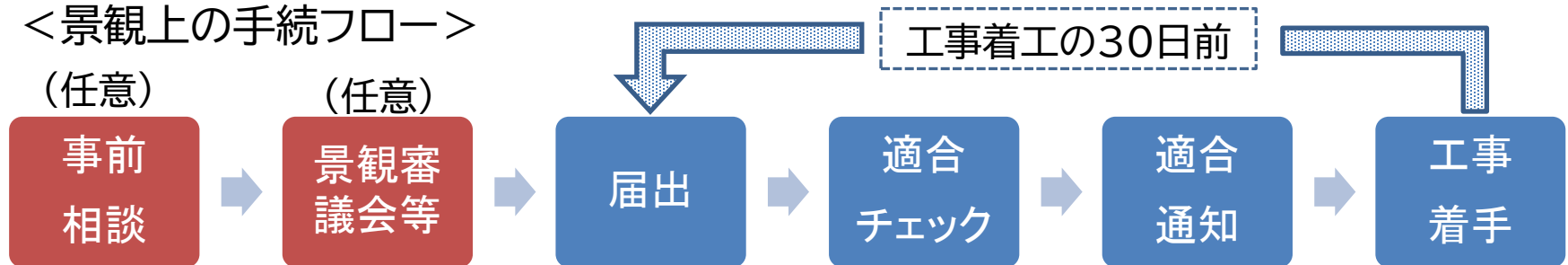
（6）建築物を建築するときの景観上の手続

<景観法、景観計画等>

- 高さ12m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築等を行う場合は、工事着手30日前までに景観法に基づく「大規模行為届出」の提出が必要である。
- ただし、建築主等は、これらの届出にあたって、景観形成基準に従い、位置・高さ、形態、色彩等による一定の配慮を求められるが、事前に景観審議会や景観調整会議等の有識者による意見聴取等の機会が義務付けられているわけではない。

※ 景観形成基準に適合しない場合は、必要な措置を講じるように助言・勧告等ができるが、高さ等の構造に係る部分は、事業者への負担が大きいため、措置を求めることは困難。

<景観上の手続フロー>



本市の対象事業の種類に大規模建築物（高層建築物）を追加することで、計画の早期段階から事業者には環境影響を評価させ、本市や有識者等が事業者には意見を述べ必要な措置を求めることができる。

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（7）大規模建築物（高層建築物）の追加の必要性

市域内において、比較的大規模な建築物が建築されており、今後も更なる都市開発による大規模建築物の建築が予想される。

大規模建築物（高層建築物）の建築による環境影響

工事中的影響

建設機械の稼働による騒音、振動、大気汚染など

影響評価

供用時の影響

高層建築物による景観、日照阻害、電波障害、風害など

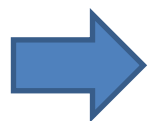
環境影響評価手続による効果

- ① 地域住民や利害関係者との意見交換による建築紛争等のトラブルを低減する
- ② 早期段階から有識者等の意見を聴取することにより、事業者に環境保全対策等の必要な措置を求めることができ、重大な環境影響の回避につながる

1. 本市の対象事業の種類（大規模建築物の追加）

（8）大規模建築物（高層建築物）の追加（案）

- 環境影響評価は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境保全の適正な配慮がなされることを求めるもの。
- これまでの本市の大規模な建築物の建築状況として、延べ面積5万㎡以上かつ高さ100m以上の建築実績が少なく環境影響の知見が十分でないことや、市街地等の開発と環境保全のバランス、他の政令指定都市の規模要件等を踏まえ、以下のとおり規模要件を設定する。



大規模建築物（高層建築物）を対象事業とする
規模要件：延べ面積5万㎡以上かつ高さ100m以上

<本市の延べ面積5万㎡以上又は高さ100m以上の建築物>

番号	名称	高さ[m]	階	所在地	竣工	延べ床面積
1	ザ・熊本タワー（複合施設）	126	35	熊本市西区	2013	約52,500㎡
2	MJR熊本ゲートタワー（マンション）	110	30	熊本市西区	2026	約27,000㎡
3	MJR熊本ザ・タワー（マンション）	110	30	熊本市西区	2023	25,196㎡
4	（参考）桜町再開発ビル	60	15	熊本市中央区	2019	約160,325㎡
5	（参考）JR熊本駅ビル	59	12	熊本市西区	2021	約86,300㎡

1. 本市の対象事業の種類（複合事業の追加）

(1) 複合事業の事例

- 個別の事業では規模要件に満たない事業であっても、一体的な事業(複合事業)として捉えることで、環境影響評価を求めている自治体がある。

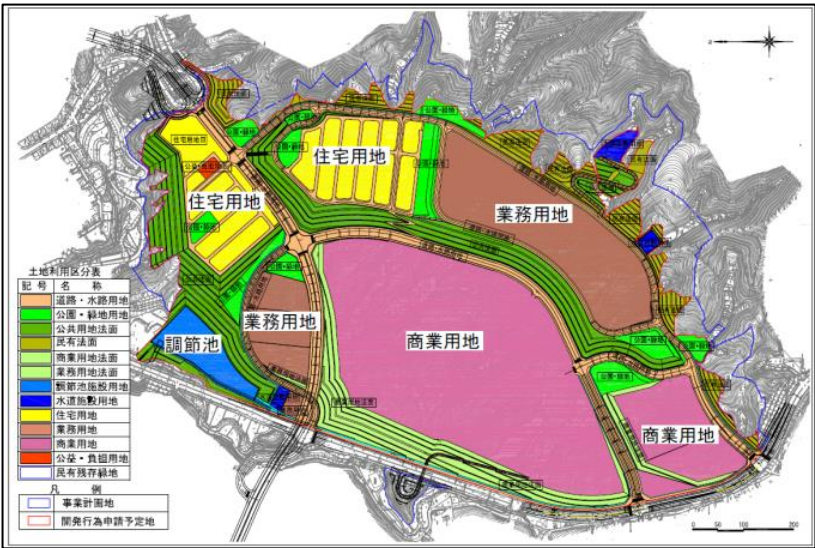


図. (仮称)石内東地区開発事業

項 目	複合事業の事例1（岡山県）	複合事業の事例2（広島市）
事業の内容	空港拡張整備事業	複合用地の造成事業
事業名	日応寺地区総合整備事業	(仮称)石内東地区開発事業
対象事業 (内訳)	① 貨物基地整備区域:21.4ha	① 住宅用地:5.5ha
	② 公園等整備区域:12.8ha	② 業務用地:7.1ha
	③ 空港拡張区域:12.0ha	③ 商業用地:21.9ha
該当事業の種類	①～③は当該自治体において、いずれの事業も個々では対象事業ではない (①～③の土地の造成事業を一の事業として「面的複合開発事業(10ha以上)」、事業合計面積46.2ha)	③は当該自治体の対象事業の規模以上、①、②は当該自治体の対象事業のそれぞれ規模未満 (①～③の事業の種類その他の事業の種類を併せて一の事業として「複合用地の造成事業(第1種事業・20ha以上)」、事業合計面積80.3ha)

1. 本市の対象事業の種類（複合事業の追加）

（2）政令指定都市の複合事業の例

政令指定都市では、造成等の面事業を対象に「複合事業」として設定し、一体として行われる事業の合計面積等を規模要件としている。

政令指定都市	事業内容の規定	規模要件
札幌市	複合開発(10の項から18の項までの事業内容の要件の欄に掲げる要件に該当する事業のいずれか2以上の事業を併せて一の事業として行う一連の土地の形状の変更をいう。)の事業	面積合計 50ha以上等
仙台市	複合開発事業の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地	面積合計 20ha以上等
さいたま市	事業を実施する区域が近接し、又は隣接しており、事業の種類が同一であること。複合的な環境影響が総体として対象事業と同等以上となるもの。	面積合計 10ha以上等
千葉市	複数の面開発事業が密接に関連し合い一体的に実施されることにより一定の規模以上となる場合には、基本事業の規模に満たない事業でも5ha以上の構成事業を環境アセスメントの対象とする。	総体として規 模要件以上
相模原市	複数の造成事業等で個々には対象事業の規模要件に満たないが、隣接した区画で、5年以内に同一事業者により実施され、環境影響が総体として著しいものとなるおそれがある場合には、対象事業とする。	総体として規 模要件以上

1. 本市の対象事業の種類（複合事業の追加）

（3）複合事業の追加の必要性

- 個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。

環境影響評価手続による効果

- 個別の事業では規模要件に満たない事業を一体的な事業「複合事業」として対象事業とすることで、複数の規模要件未満の事業（切り分け事業等）のような「アセス逃れ」の事業に対しても、適切に環境影響評価を求めることができる。



複合事業を対象事業とする

※ 複合事業の要件等（事業の近接性、実施時期、事業主体等）は今後、整理する。

1. 本市の対象事業の種類（まとめ）

○ 本市の対象事業の種類（案）

- 熊本県の対象事業に加え、「大規模建築物（高層建築物）」を追加することで、本市の自然環境や歴史・文化遺産といった魅力ある町並み等の保全に取り組む。
- また、「複合事業」を追加し、アセス逃れを防ぎ、適切な環境保全に取り組む。

<熊本市の環境影響評価制度対象事業>

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業（法）	新住宅市街地開発事業（法）	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業（法）	流通業務団地造成事業（法）	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂処分場等	下水終末処理場	浄水配水施設用地	建築物新設	工場事業場	ガス供給・熱供給	試験研究団地	学校用地	墓地・墓園	公園	複合事業
国	●	●	●	●	●	－	●	－	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本県	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	－	●	▲	▲	▲	▲	▲	－
熊本市	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●

2. 本市の対象事業の規模要件

(1) 熊本県の規模要件の基本的な考え方

- 熊本県の対象事業の規模要件は、原則、国の対象事業(第1種事業)の規模要件の50%規模で設定。

<国・熊本県の対象事業の規模要件一覧(抜粋)>

対象事業の種類	事業の規模要件		
	国-第1種事業 (必ず環境影響評価を実施)	国-第2種事業 (環境影響評価は個別に判断)	熊本県 (必ず環境影響評価を実施)
一般国道 等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ7.5km以上	4車線以上・長さ5km以上
埋立・干拓	面積50ha超	面積40ha超	面積25ha以上
土地区画整理事業 等	面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上

50%規模

- さらに、対象事業の種類ごとに、保全地域に該当する場合は、規模要件を厳しく設定(森林地域は地域特性に応じた規模要件に設定。)

<熊本県の保全地域の対象事業の規模要件一覧(抜粋)>

対象事業の種類	事業の規模要件		
	一般地域	保全地域	
一般国道 等	4車線以上・長さ5km以上	(森林地域)	(2車線以上・長さ10km以上)
公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上	干潟等地域	面積5ha以上
土地区画整理事業 等	面積50ha以上 等	地下水保全地域	面積25ha以上 等

2. 本市の対象事業の規模要件

(2) 熊本県の保全地域の規模要件の考え方

- 道路(森林地域)

森林地域を通過する道路の主な環境影響は、生態系の分断等であるため、車線幅を一般の道路よりも狭く設定し、また、山岳地帯を曲がりくねって通過することにより距離が比較的長くなるため、一般の道路よりも長く設定(国の林道と同様の考え方)。

事業の種類	事業の規模要件等
一般国道 等 (国道、県道、市町村道、 農道、林道)	4車線以上かつ長さ5km以上
	※ 森林地域を含む場合は2車線以上かつ長さ10km以上 (森林地域の特성에応じて規模要件を設定)

- 公有水面埋立(干潟等地域)

沿岸域の貴重な干潟や藻場、自然環境の保全等を図るため、対象事業実施区域に干潟等地域を含む場合に面積5ha以上を対象。

事業の種類	事業の規模要件等
公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上
	※ 干潟等地域を含む場合は5ha以上 (公有水面の埋立・干拓面積の <u>1/5規模</u> に縮小して設定)

2. 本市の対象事業の規模要件

- 面事業、工場・事業場(地下水保全地域)

土地区画整理事業などの面的開発については、可能な限りかん養量の保全、地下水位の長期的低下傾向の緩和等への適正な配慮を確保するため、規模要件をその他の地域の50%規模に設定。

※ 熊本市全域が地下水保全地域

事業の種類	事業の規模要件等
土地区画整理事業 工業団地造成事業 等	面積50ha以上
	※地下水保全地域においては面積25ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積50ha以上)

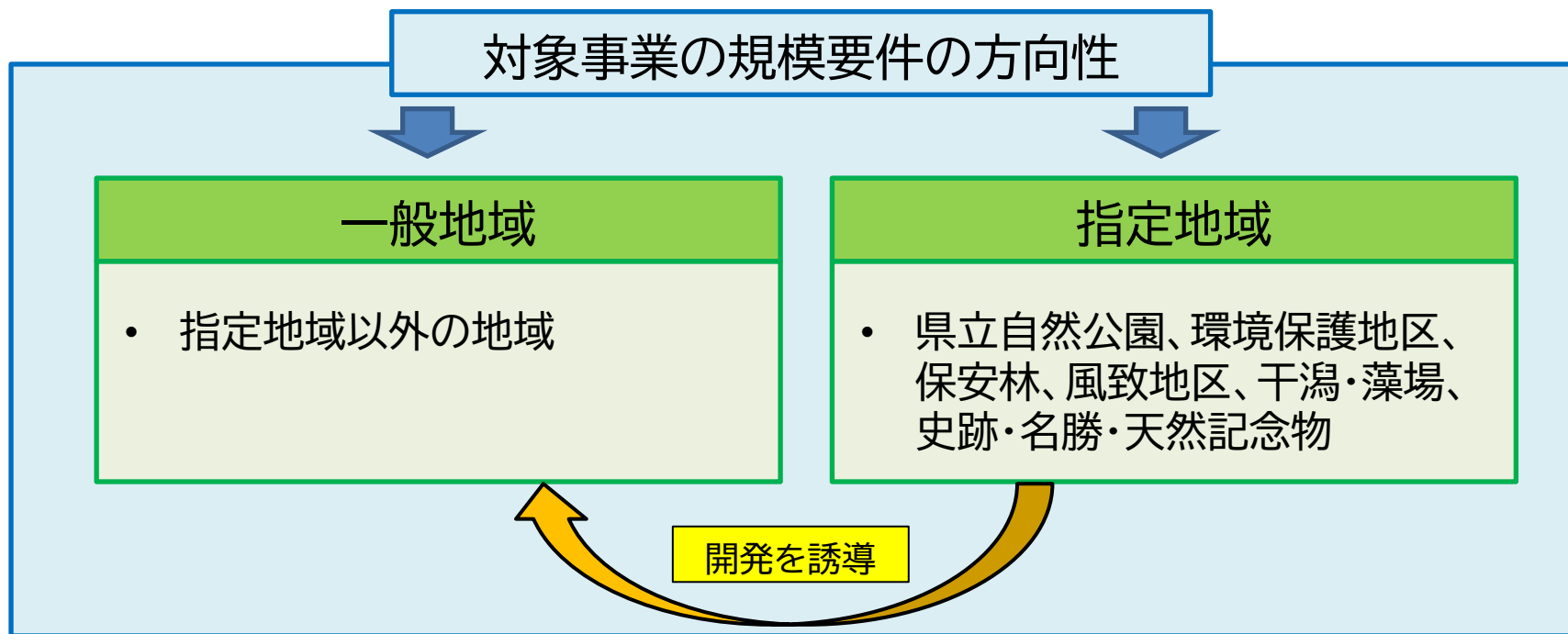
熊本県は、令和5年10月1日に環境影響評価条例施行規則を改正し、「取水量+開発によるかん養減」を超えるかん養を行うほか、要件が認められた場合は、一般地域と同様の規模要件(面積50ha以上)とするように改めた。

事業の種類	事業の規模要件等
工場、事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量1万m ³ /日以上
	※地下水保全地域においては燃料使用量8kl/時又は平均排出水量0.5万m ³ /日以上

2. 本市の対象事業の規模要件

(3) 本市の規模要件の方向性

- 本市は、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から重要な地域を「**指定地域**」、その他の地域を「**一般地域**」として設定する。
- 指定地域の規模要件を一般地域より厳しく設定することで、よりきめ細かな環境配慮を求めるほか、指定地域から一般地域への開発誘導効果も期待する。



2. 本市の対象事業の規模要件

(4) 政令指定都市の一般地域の規模要件

各自治体で地域特性等に応じて対象事業の規模要件を設定しているが、熊本市は県条例により比較的厳しい(又は同等の)規模要件が設定されている。

政令指定都市	面事業(土地区画整理事業)	線事業(一般国道の新設)	その他(太陽光発電事業)
札幌市	50ha以上	5km以上	50ha/以上 他
仙台市	20ha以上	5km以上	20ha以上 他
さいたま市	20ha以上	2.5km以上	5ha以上 他
千葉市	50ha以上	3.75km以上	10ha以上
横浜市	40ha以上	3km以上	3ha以上
川崎市	10ha以上	5km以上	10万kW以上
相模原市	40ha以上	5km以上	8千kW以上
新潟市	50ha以上	5km以上	50ha以上
静岡市	50ha以上	7.5km以上	50ha以上
浜松市	100ha以上	10km以上	50ha以上
名古屋市	50ha以上	1km以上	5万kW以上
京都市	50ha以上	3km以上	
大阪市	50ha以上	3km以上	
堺市	50ha以上	3km以上	
神戸市	20ha以上	3km以上	5ha以上
岡山市	75ha以上	7.5km以上	20ha以上
広島市	40ha以上	3km以上	10ha以上
北九州市	50ha以上	5km以上	50ha以上
福岡市	30ha以上	3km以上	50ha以上
熊本市	25ha以上	5km以上	20ha以上

2. 本市の対象事業の規模要件

(5) 本市の一般地域の規模要件

- 熊本県の環境影響評価条例第48条第2項の規定に基づき、熊本市の対象事業の規模要件は、熊本県の対象事業の規模要件以上に設定する必要がある。
- 県条例では、市域における面事業や工場・事業場の規模要件について、国(第1種事業)の25%規模と、既に比較的厳しく設定されている。
- 県条例と同等の規模要件にすることで、事業者の混乱も防止できる。



一般地域の規模要件は県条例の対象事業と同等の規模要件に設定

2. 本市の対象事業の規模要件

(6) 政令指定都市の指定地域の規模要件

本市と類似の地域区分(ゾーニング)を設定している自治体では、保全地域の規模要件を一般地域の概ね50%規模(40%規模～50%規模)で設定している。

分野	地域名	自治体名			
自然環境	自然公園	仙台市	さいたま市	千葉市	相模原市
		新潟市	京都市	岡山市	福岡市
	環境保護地区				
	保安林	仙台市	福岡市		
	風致地区	仙台市	さいたま市	京都市	福岡市
生物種・生態系	干潟・藻場				
歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	京都市	福岡市		

	事業の種類		一般地域【A】	保全地域【B】	地域比較【B】/【A】
仙台市	面事業	土地区画整理事業	20ha以上	10ha以上	50%
	線事業	国道、県道、市道	4車線・5km以上	2車線・2km以上	40%
	その他	太陽電池発電所	20ha以上	10ha以上	50%
京都市	面事業	新住宅市街地開発事業	20ha以上	10ha以上	50%
福岡市	面事業	住宅団地の造成※	20ha以上	5ha以上	25%
	その他	太陽電池発電所	20ha以上	5ha以上	25%

※ 福岡市は、一般地域(100%)⇒市街化調整区域(50%)⇒保全地域(25%)と段階的に規模要件を強化している。

※ 京都市・福岡市は、事業ごとに規模要件を厳しく設定しているため、他の市と同じ事業の種類で比較はできない。

2. 本市の対象事業の規模要件

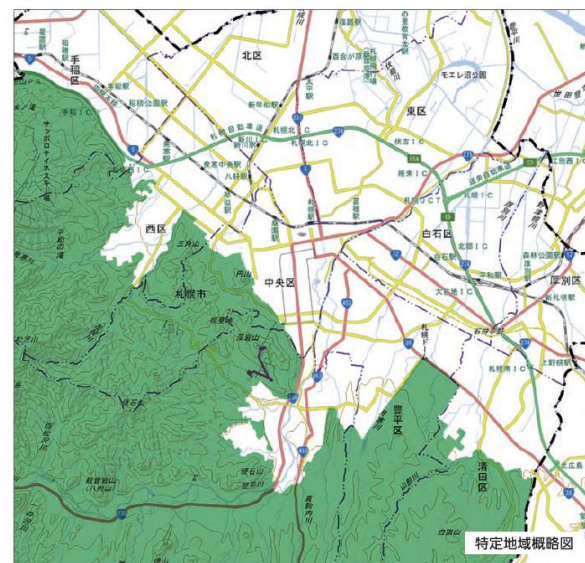
(7) 政令指定都市の指定地域のスクリーニング

札幌市では、特定地域に該当する一定規模以上の事業は、環境影響評価の手続が必要かどうかを個別に判定(スクリーニング)している。

実施場所 \ 規模	第1種事業 (一般地域)	第2種事業 (特定地域)
特定地域	対象	個別に判定
特定地域以外	対象	

➡ 指定地域にスクリーニングを導入することにより、規模要件を厳しくするだけでなく、対象事業ごとに環境影響評価手続の要否の判定が可能。

<特定地域>



<特定地域の規模要件> ※ 特定地域の規模要件を40% or 60%に設定し、スクリーニングで個別判断

		事業の種類	一般地域 【A】	特定地域 【B】	地域比較 【B】/【A】
対象事業	面事業	土地区画整理事業	50ha以上	20ha以上	40%
	線事業	国道、道道、市道	4車線・5km以上	2車線・3km以上	60%
	その他	太陽電池発電所	50ha以上	20ha以上	40%

2. 本市の対象事業の規模要件

(8) 指定地域の規模要件を厳しくする事業

熊本県では、環境影響評価技術指針で、熊本県が対象事業としている全ての事業（20事業）で自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産に関連する項目への環境影響が示されている。全ての事業種に一律に規模要件を厳しく設定することで一般地域への開発誘導や指定地域の環境保全に有効である。



原則、指定地域の全ての対象事業の規模要件を厳しくする。

<(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目>

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財			
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質								その他の環境要素		
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○														
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○														
	切土工等又は既存の工作物の除去							○			○	○	○				○			
	工事施工ヤードの設置							○		○	○	○	○					○		
	工事用道路等の設置							○									○			
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)						○		○	○	○	○	○	○	○			○		
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)						○			○										
	自動車の走行	○	○		○	○	○													

自然環境関連

生物種・生態系関連

歴史・文化遺産関連

自然環境関連

生物種・生態系関連

歴史・文化遺産関連

2. 本市の対象事業の規模要件

(9) 本市の指定地域の規模要件

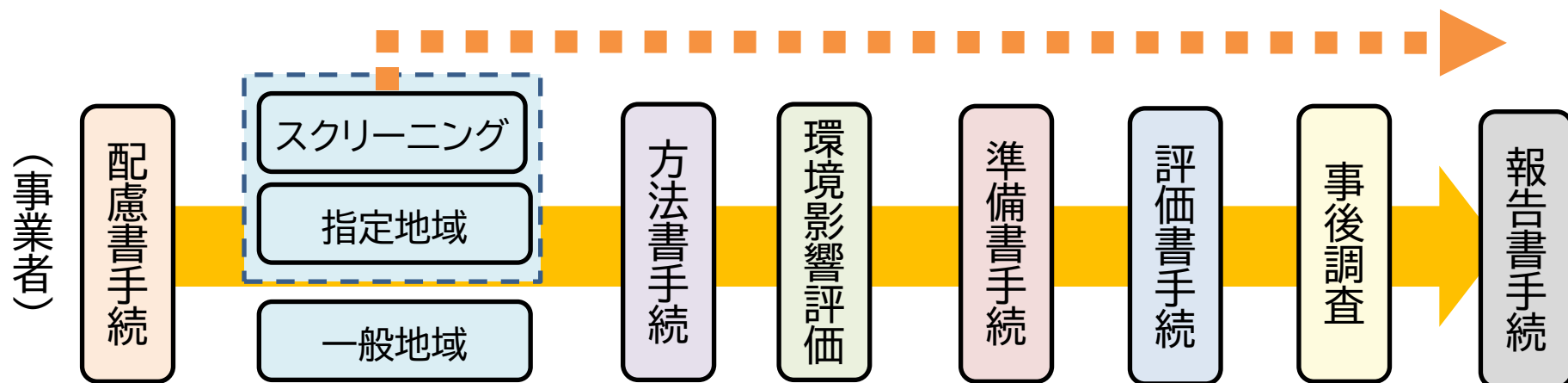
- 指定地域で実施される事業においては、きめ細かな環境配慮が必要。
- 全ての事業種に一律に規模要件を厳しく設定することで、一般地域への開発誘導や指定地域の環境保全に有効。



- 指定地域の規模要件は、原則、一般地域の50%とする
- ただし、スクリーニング手続(判定手続)を導入し、対象事業の事業特性等に応じた環境影響評価手続要否の判定を行う

<スクリーニングの手続フロー>

(環境影響手続の省略)



2. 本市の対象事業の規模要件

(10) 対象事業ごとの規模要件

原則、指定地域の規模要件は、一般地域の50%として設定しているが、① 飛行場から⑤ 港湾計画の対象事業については、事業の態様等から指定地域であっても独自の設定を行う。また、この他の事業についても、独自設定の必要性について引き続き検討していく。

① 飛行場

滑走路の標準の長さは、小型ジェット機で2,000m以上、プロペラ機で1,500m以上であることから、県条例で定める規模により通常想定される航空機に必要な滑走路の長さの要件を満たしているため、県条例の趣旨により十分に制限されている設定状況を踏まえて県条例と同等とする。

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	滑走路延長2,500m以上
	第2種事業	1,875～2,500m
県条例	全域	1,250m以上又は延長後の長さ1,250mかつ延長部分250m以上
市条例	一般地域	1,250m以上又は延長後の長さ1,250mかつ延長部分250m以上
	指定地域	

2. 本市の対象事業の規模要件

② 廃棄物処理施設(最終処分場)

最終処分場は、その事業特性から地下水質への適正な環境配慮が必要なことから全ての事業を対象として厳しく設定しているため、一般地域と指定地域の区別なく全ての事業を対象とする。

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	面積30ha以上
	第2種事業	25～30ha
県条例	全域	全て
市条例	一般地域	全て
	指定地域	全て

③ 公有水面の埋立・干拓

熊本県は、干潟等地域の規模要件を既に一般地域の20%規模として厳しく設定しており、公有水面埋立・干拓事業は、沿岸部以外での事業の可能性が極めて小さいことから、熊本県と同様に設定する。

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	面積50ha以上
	第2種事業	40～50ha
県条例	一般地域(干潟等地域)	25ha以上(5ha以上)
市条例	一般地域	25ha以上(5ha以上)
	指定地域	25ha以上(5ha以上)

2. 本市の対象事業の規模要件

④ 大規模建築物(高層建築物)

大規模建築物(高層建築物)は、基本的に市街化区域内に建築される高層ビル、マンション等が想定されるため、指定地域において実施される可能性は極めて小さく、一律に規模要件を設定する。

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	対象外
市条例	一般地域	延べ床面積5万m ² 以上 かつ 高さ100m以上
	指定地域	

⑤ 港湾計画

港湾計画の特性上、沿岸部に立地する事業を対象としており、指定地域と一般地域を区別する必要性がないため、一律に県条例の規模要件の事業を対象とする。

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	埋立・掘込面積の合計300ha
	第2種事業	
県条例	全域	埋立・掘込面積の合計150ha
市条例	一般地域	埋立・掘込面積の合計150ha
	指定地域	

2. 本市の対象事業の規模要件

(11) 熊本県環境影響評価条例施行規則改正への対応

① 熊本県環境影響評価条例施行規則改正の内容

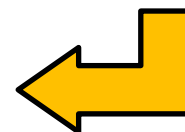
<熊本県環境影響評価条例施行規則の改正> (造成等の面事業について)

地下水涵養指針改正:「地下水採取量に見合う量
(採取量の10割)」のかん養を義務化

+

土地の造成等開発により
減少するかん養量以上のかん養

地下水保全地域の面事業の規模要件(50ha←25ha)に見直し



「地下水の涵養の促進に関する指針」改正

- 今後、企業等の地下水の採取量が増大した場合、現状の採取量とかん養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があるため、地下水かん養量の目標量を「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に改正。

「熊本県環境影響評価条例施行規則」改正

- 地下水保全地域内の面事業について、「地下水の採取量」と「開発により減少するかん養量」の合計を超える涵養等を行うことが確実であると見込まれる面事業に限り、25ha以上である規模要件を、一般の地域と同様の面積50ha以上にするよう改正。

2. 本市の対象事業の規模要件

② 地下水保全地域の面事業の規模要件が厳しく設定されている理由

熊本県では、水道水源の約8割を地下水に依存し、特に熊本地域では、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、地下水は将来に亘り保全しなければならない最も重要な環境要素。



県条例では、地下水保全地域の面事業における規模要件を一般地域の50%(25ha)と設定

③ 規則改正への対応

地下水かん養を促進するため、県規則改正と同様の考え方を適用する。

事業の種類	事業の規模要件等	
	一般地域	指定地域
土地区画整理事業 工業団地造成事業 等	面積25ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積50ha以上)	面積12.5ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積25ha以上)

2. 本市の対象事業の規模要件

(12) 本市の対象事業の規模要件(まとめ)

- 本市の地域特性を踏まえ、一般地域と指定地域を設定
- 一般地域の規模要件は、県条例の規模要件と同等
- 指定地域の規模要件は、原則一般地域の規模要件の50%
- 指定地域は、スクリーニングを導入し、事業特性等に応じた環境影響評価要否の判断を行う
- 飛行場、廃棄物処理施設(最終処分場)、公有水面の埋立・干拓、大規模建築物(高層建築物)、港湾計画は、事業の様態等から一般地域と同様に設定
- 地下水は、本市にとっても重要な環境要素であるため、県の規則改正については、地下水かん養を促進するため、本市も同様の要件で適用

熊本の対象事業と熊本市の対象事業(イメージ)

< 熊本の対象事業の種類・規模要件 >

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 km以上
	大規模林道	(森林地域: 2 車線以上かつ長さ 10 km以上)
		幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 km以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上
3	鉄道	長さ 5 km以上
	軌道	長さ 5 km以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上又は延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上(一定の事業に該当する事業は除く。)
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上
		(干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上)
8	土地区画整理事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積(人口集中地区の面積を除く)25ha 以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
10	工業団地の造成事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
11	新都市基盤整備事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
13	住宅団地の造成事業	面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上 (農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 50ha 以上
	ゴルフ場	(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
16	下水道終末処理場	面積 20ha 以上又は変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上
		計画処理人口 10 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 1 万㎡/日以上
		(地下水保全地域は平均排出水量 0.5 万㎡/日以上)
18	豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上又は増設後の総面積 9,000 ㎡以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上又は変更後の面積 50ha 以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 50ha 以上
		(地下水保全地域は面積 25ha 以上)
○ 港湾計画		
		埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上

< 熊本市の対象事業の種類・規模要件 >

指定地域: 県の規模要件よりも原則 50%に設定し、スクリーニングにより環境影響評価の必要性を判断

事業の種類	事業の規模要件等	
	第 1 種事業	第 2 種事業(指定地域の以下の事業)
国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 km以上 (森林地域において 2 車線以上かつ長さ 10 km以上)	4 車線以上かつ長さ 2.5 km以上 (森林地域において 2 車線以上かつ長さ 5 km以上)
大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 km以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5 km以上
ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
鉄道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
軌道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上又は延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上	滑走路の長さ 1,250m 以上又は延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上
水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
風力発電所	出力 5,000kW 以上(一定の事業に該当する事業は除く。)	出力 2,500kW 以上
太陽電池発電所	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
廃棄物最終処分場	新設すべて	新設すべて
廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上	処理能力 2t/時又は 50t/日以上
し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上	処理能力 50kl/日以上
公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上地域 (干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上)	面積 25ha 以上地域 (干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上)
土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
新住宅市街地開発事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
工業団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
新都市基盤整備事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
流通業務団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
住宅団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
農用地の造成事業	面積 100ha 以上 (農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積 50ha 以上 (農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
スポーツ又はレクリエーション施設	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
ゴルフ場	面積 20ha 以上又は変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上	面積 10ha 以上又は変更後の面積 10ha 以上かつ増加面積 2.5ha 以上
下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 0.5 万㎡/日以上	燃料使用量 4kl/時又は平均排出水量 0.25 万㎡/日以上
豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上又は増設後の総面積 9,000 ㎡以上	施設面積 3,750 ㎡以上又は増設後の総面積 4,500 ㎡以上
岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上又は変更後の面積 50ha 以上	面積 15ha 以上又は変更後の面積 25ha 以上
その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 25ha 以上 (一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 12.5ha 以上 (一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
大規模建築物(高層建築物)	延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上	延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上
複合事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
○ 港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上

森林地域、干潟等地域、地下水保全地域、指定地域(県立自然公園、環境保護地区、保安林、風致地区、干潟・藻場、史跡・名勝・天然記念物)

熊本市の地域区分(ゾーニング)について

令和5年11月22日(水)

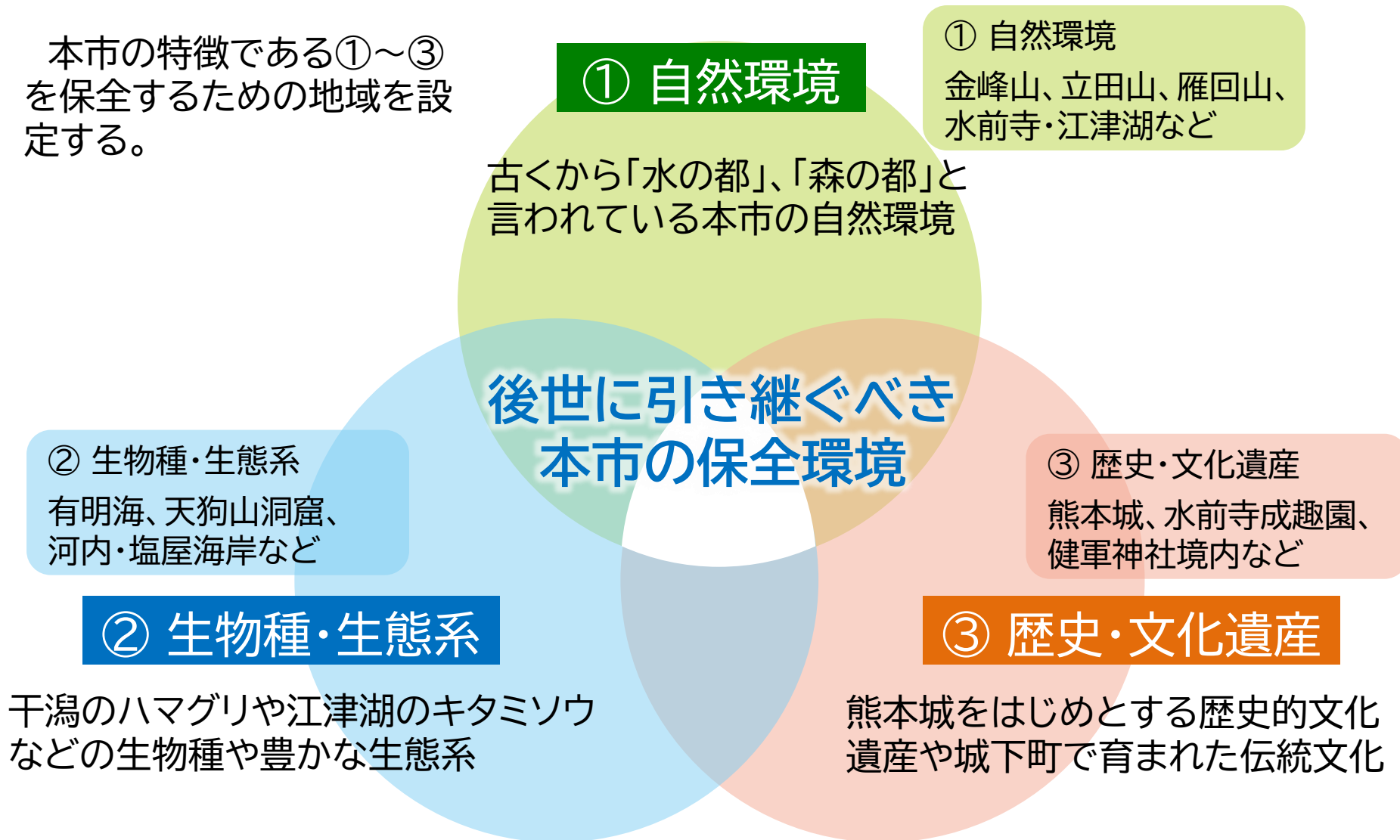
熊本市環境政策課

- 1 前回の環境審議会での地域区分(案)
- 2 本市の地域区分(ゾーニング)(案)
- 3 今後のスケジュール

1. 前回の環境審議会での地域区分(案)

(1) 本市の保全すべき地域の設定の考え方

本市の特徴である①～③を保全するための地域を設定する。



1. 前回の環境審議会での地域区分(案)

(2) 前回の環境審議会での本市の地域区分(ゾーニング)(案)

前回の環境審議会では、本市の自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の保全の観点から以下の地域を「指定地域」として選定

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	自然公園地域	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(自然公園法、熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区ほか (計14箇所)
③	自然環境	森林地域※	・林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山ほか
④	生物種・生態系	鳥獣保護区	・鳥獣保護の見地から指定される地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	金峰山、立田山、託麻三山、江津ほか(7箇所)
⑤	生物種・生態系	重要湿地	・生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に選定された地域	有明海、江津湖・上江津湖水系、白川・緑川河口
⑥	生物種・生態系	干潟等地域※	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法、国土利用計画法等)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸
⑦	歴史・文化遺産	名勝・史跡	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、健軍神社境内ほか
⑧	歴史・文化遺産	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山ほか

※ 熊本県の地域区分(ゾーニング)の地域(熊本県環境影響評価条例の規定により一定の配慮等が必要となる地域)

2. 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(1) 本市の地域区分の考え方

県条例(対象:熊本県全域)



強化

地下水保全地域(市域全体)



本市の「一般地域」



強化

本市の「指定地域」

本市域は全域が「地下水保全地域」であるため、すでに県条例により規模要件が強化されている。

本市の「一般地域」(「指定地域」以外)は、県条例においてすでに強化された規模要件を適用

自然環境、生物種・生態系、歴史文化遺産の観点から、特に保全すべき地域として「指定地域」に設定し、規模要件をさらに強化

「指定地域」から「一般地域」への開発誘導効果も期待



「指定地域」については、環境保全と開発誘導効果の観点から、市域内のより重要な地域に絞って設定

2. 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(2) 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

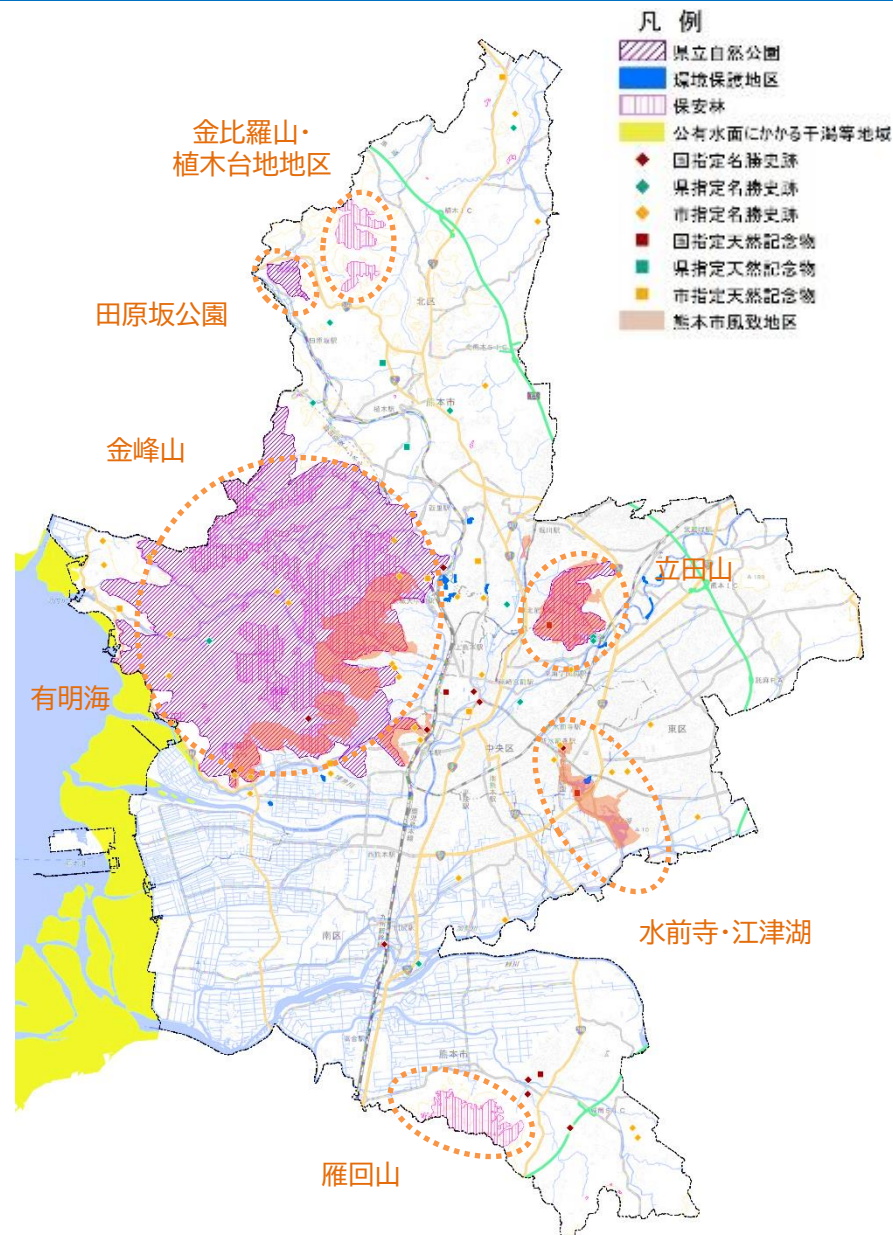
本市の特に保全すべき地域として、以下の地域を「指定地域」に設定する。

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(国土利用計画法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

2. 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(3) 環境配慮を求める範囲

- 「指定地域」は、本市の特徴である自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から特に保全すべき地域を選定
- 「指定地域」は、各個別法等により一定の開発規制等が行われているが、環境影響を考慮する場合には、周辺環境を含めた一体的な保全が重要
- そのため、「指定地域」の全部又は一部が該当する事業に加え、指定地域に接する事業についても一定の環境配慮を求める。



<熊本市のゾーニング図>

3. 今後のスケジュール

年度	日程	内容	詳細
R5	11月下旬	・第4回環境審議会 (11/22AM(予定))	対象事業の種類と規模要件の例示、それに対するスクリーニングとゾーニングの設定案
	12月下旬	・第5回環境審議会 (案12/22AM(予定))	基本的事項答申案(①、②、③)
	1月中	・政策調整会議・政策会議	
	2月上旬	・第6回環境審議会	基本的事項答申(①、②、③)

(仮称)熊本市環境影響評価条例の検討について

令和5年度

① 環境影響評価の手続方法

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件

環境審議会

令和6年度

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討(技術指針)

専門家
会議

凡 例

- 県立自然公園
- 環境保護地区
- 保安林
- 公有水面にかかる干潟等地域
- 国指定名勝史跡
- 県指定名勝史跡
- 市指定名勝史跡
- 国指定天然記念物
- 県指定天然記念物
- 市指定天然記念物
- 熊本市風致地区

